

高槻ワーキングニュース

9月は「障害者雇用支援月間」です

障がい者雇用支援講演会・制度説明会(高槻市)

9月は「障害者雇用支援月間」です。障がいのある方が働き続けるためには、本人への支援だけではなく、事業主やそこで働く方、地域の方々など、多くの皆様のご理解とご支援が不可欠です。

高槻市では、月間の取組として、障がい者雇用に関心のある方や企業の人事労務担当者を対象とした、障がい者雇用支援講演会・制度説明会を開催します。

日 時 令和5年9月28日(木) 13:30~15:45

場 所 ゆう・あいセンター(市立障がい者福祉センター)4階研修室
(高槻市城内町1-11) 阪急高槻市駅徒歩15分

費 用 無料

内 容 ① 講演会(13:30~14:30)

テーマ:「LaLa-chocolatの障がい者雇用における取組について(仮)」

講 師:(社福)北摂杉の子会/ジョブジョイントおおさか所長 星明 聡志 氏

対 象:市内事業所の人事労務担当者、市内在住の障がい者及びその家族等

② 制度説明会(14:45~15:45)

テーマ:「障がい者雇用支援に関する助成金制度等について(仮)」

講 師:独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山田 崇人 氏

対 象:企業の人事労務担当者

【FAX 申込書】 FAX 番号:072-675-3133

宛先:高槻市 街にぎわい部 産業振興課(Tel:072-674-7411)

企業・事業所名 _____

連絡先Tel _____

参加者氏名		

両立支援等助成金のご案内(厚生労働省・都道府県労働局)

厚生労働省及び都道府県労働局は、職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”のために以下の取組を支援します!!

職業生活と
家庭生活の
両立支援

男性の育児休業取得を促進!

仕事と介護の両立支援!

仕事と育児の両立支援!

1 出生時両立支援コース
(子育てパパ支援助成金)

2 介護離職防止支援コース

3 育児休業等支援コース

1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

中小企業事業主のみ対象

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

		支給額
①	第1種	20万円
	代替要員加算	20万円(代替要員を3人以上確保した場合には45万円)
	育児休業等に関する 情報公表加算	2万円
②	第2種	1事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合: 60万円 2事業年度以内に30ポイント以上上昇した(または連続70%以上)場合: 40万円 3事業年度以内に30ポイント以上上昇した(または連続70%以上)場合: 20万円

※1事業主につき1回限りの支給。

※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給はできません。

2 介護離職防止支援コース

中小企業事業主のみ対象

3 育児休業等支援コース

中小企業事業主のみ対象

		支給額
I 育休取得時・職場復帰時	A 休業取得時	30万円
	B 職場復帰時	30万円
II 業務代替支援	A 新規雇用	50万円
	B 手当支給等	10万円
	有期雇用労働者加算 <small>育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算</small>	10万円
III 職場復帰後支援	制度導入時	30万円
	制度利用時	A: 子の看護休暇制度 1,000円×時間 B: 保育サービス費用補助制度 実質の2/3
育児休業等に関する情報公表加算 (I~IIIのいずれかに1回のみ加算)		2万円



要件など詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

「男女いきいき」各種制度のご案内（大阪府）

STEP 1 登録

「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度

大阪府は、「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女協同参画に向けた取組を進め、男性も女性もいきいきと働くことのできる元気な企業・団体をめざしてがんばっている事業者のみなさんを「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取組を応援しています。

募集の対象

以下の項目をすべて満たしている事業者が対象です。

- (1) 大阪府内に事業所があり、男女がいきいきと働くことができる取組を行っている事業者（事業者とは、企業、財団、社団法人などを指します。また、営利・非営利を問いません）
- (2) 大阪府内で2人以上の女性従業員（うち少なくとも1人は正社員）を雇用している事業者
※ただし、大阪府内に本社がある中小企業等については、経営者や役員に女性がいる場合は、女性従業員の数に関わらず対象となります。

登録の要件

次の取組のうち、いずれかに取り組んでいることが登録の要件となります。

- (1) 女性の能力を活用するための取組
- (2) 男性の育児参加を支援するための取組
- (3) 仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組
- (4) 男女がともに働きやすい職場づくりのための取組

STEP 2 認証

「男女いきいきプラス」事業者認定制度

「男女いきいき・元気宣言」の次のステップとして、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定など、男女が働きやすい職場環境の整備と、さらなる女性活躍に向け取り組む事業者を「男女いきいきプラス」事業者に認証します。

募集の対象

以下の項目をすべて満たしている事業者が対象です。

- (1) 大阪府内に事業所を有する事業者
- (2) 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録を行っている事業者
※「男女いきいき・元気宣言」に未登録の場合も、プラス認証申請と同時にご応募いただけます。

認証の要件

次のいずれにも該当することが認証の要件となります。

- (1) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・都道府県労働局へ届出、厚生労働省のホームページ「女性の活躍推進企業データベース」で一般事業主行動計画を公表していること。
- (2) 上記ホームページで、女性の職業選択に資する情報の公表を、以下のとおり実施していること。
常時 300人以下の労働者を雇用する事業者 全16項目中、1項目以上
常時 301人以下の労働者を雇用する事業者 全16項目中、9項目以上

応募方法など、詳しくは、大阪府ホームページをご覧ください。

大阪府 男女いきいき 検索



みんなで学ぶワークルールセミナー開催のお知らせ

北摂4市1町（高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・島本町）では、労働法を専門とする大学の先生等から働き方を取り巻く最新情報などを様々な角度から解説していただく5回連続講座（高槻市開催は第3回）を開催します。どなたでも無料で受講いただけます。是非ご参加ください。

日時 令和5年10月27日（金）18:30～20:30
場所 高槻市立生涯学習センター 3階 研修室（高槻市桃園町2番1号）

第3回高槻市開催分

- テーマ 「非正規雇用労働の現状と課題（仮）」
講師 クレオ大阪中央研究室長 服部 良子 氏
費用 無料
申込み 参加ご希望の方は、下記連絡先へお電話か FAX で、
① お名前 ② 連絡先（電話番号）
③ 参加希望回（高槻市開催分＝第3回）」をお知らせください。



※高槻市のホームページには他市での開催の日程・テーマ等も紹介の予定です。

お問い合わせ・お申込み（お申込みは10月3日以降に受付）

高槻市 産業振興課 TEL：072-674-7411 FAX：072-675-3133

「LGBT 理解増進法」が施行されました。

「LGBT 理解増進法」って？

「LGBT 理解増進法」は、正式名称を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」といい、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目的として、2023年6月23日に施行されました。

この法律の中で、事業主の役割として以下のことが求められています。

事業主の役割

- ・労働者や児童等の理解の増進に自ら努める(第6条)
- ・国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力の努力(第6条)
- ・情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置(10条2項)



法律全文など詳しくは内閣府ホームページをご覧ください。

～次回の高槻ワーキングニュースは令和5年12月25日発行予定です～